

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受け

## 国の雇用調整助成金等の支給決定を受けた中小・小規模事業主の皆さん

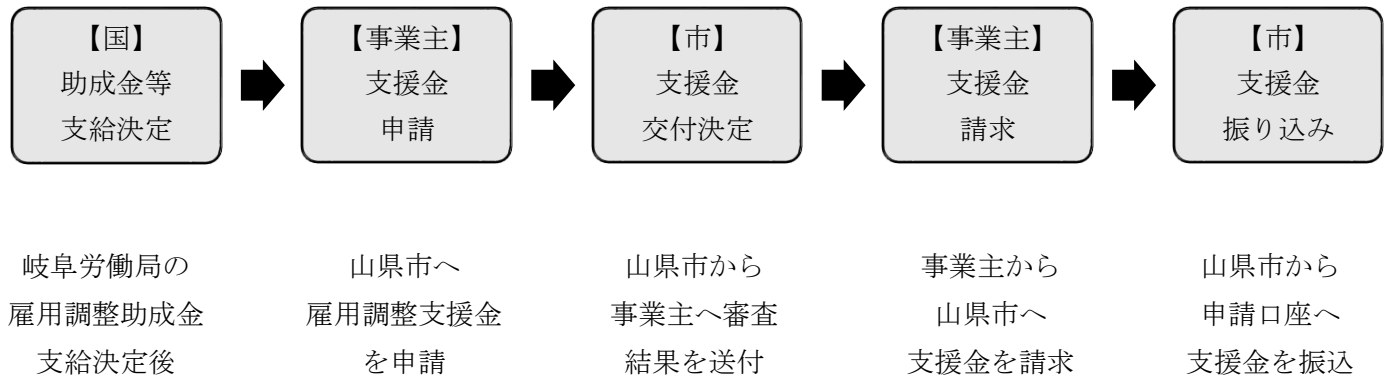
### 山縣市雇用調整支援金のご案内（国の雇用調整助成金の上乗せ助成）

山縣市は、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業手当に要した費用を助成する国の雇用調整助成金等を利用された場合に、事業主の皆さんに支援金（雇用調整助成金の上乗せ助成）を助成します。

対象者	<p>山州市内に事業所を有する法人または個人で、次の①から④の全てに該当する方</p> <p>① 中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当すること。</p> <p>② 雇用調整助成金等の支給決定を受けていること。</p> <p><b>（雇用調整助成金等の助成率が10分の10場合は対象外）</b></p> <p>③ 市税を滞納していないこと。</p> <p>④ 山口市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないもの。</p>						
支援額	<p>1. 雇用調整助成金の支給決定を受けた場合</p> <p>次のアまたはイに掲げる額のいずれか低い額に、対象労働者の休業日数を掛けた額</p> <p>ア 雇用調整助成金の支給決定の基礎となる1人日当たりの基準賃金額または休業手当額の10分の1の額</p> <p>イ 日額上限額(※1)から雇用調整助成金の労働者1人日当たりの助成額単価を差し引いた額</p> <p>2. 緊急雇用安定助成金の支給決定を受けた場合</p> <p>次のアまたはイに掲げる額のいずれか低い額に、対象労働者の休業日数を掛けた額</p> <p>ア 緊急雇用安定助成金の支給決定の基礎となる1人日当たりの基準賃金額または休業手当額の10分の1の額</p> <p>イ 日額上限額(※1)から緊急雇用安定助成金の労働者1人日当たりの助成額単価を差し引いた額</p> <p>※1 雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金の日額上限額</p> <table border="1" data-bbox="316 1391 1265 1541"><thead><tr><th>期間</th><th>上限額</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和2年4月1日～令和3年4月30日まで</td><td>15,000円</td></tr><tr><td>令和3年5月1日～国の定める日まで</td><td>13,500円(※2)</td></tr></tbody></table> <p>※2 まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、都道府県知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する事業者の場合、日額上限額は15,000円になります。また、売上高等の生産指標が最近3か月平均で前年又は前々年同期に比べ、30%以上減少している事業者の場合、日額上限額は15,000円になります。</p>	期間	上限額	令和2年4月1日～令和3年4月30日まで	15,000円	令和3年5月1日～国の定める日まで	13,500円(※2)
期間	上限額						
令和2年4月1日～令和3年4月30日まで	15,000円						
令和3年5月1日～国の定める日まで	13,500円(※2)						
提出書類	<p>1) 山口市雇用調整支援金交付申請書兼誓約書（様式第1号の1）</p> <p>2) 山口市雇用調整支援金助成額算定書（様式第1号の2～4）</p> <p>※該当する様式のみ提出してください。</p> <p>3) 山口市雇用調整支援金休業実績一覧表（様式第1号の5）</p> <p>※山口市内の事業所の労働者に関する情報のみ記載してください。</p> <p>4) 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し</p> <p>5) 雇用調整助成金等に係る国への提出書類の写し（国の様式番号が付いたもの）</p> <p>6) その他市長が必要と認める書類</p>						

■ 申請受付期限 令和4年1月28日（金）まで

■ 交付決定までの流れ



(注意事項)

- ・ 山口市雇用調整支援金は、国の雇用調整助成金等の支給決定を受けていることが条件となります。
  - ・ 国の雇用調整助成金等を申請し決定通知書が届いたら、山口市雇用調整支援金の申請をしてください。
- ※上限額の引き上げによる追加支給がある場合は、追加支給の決定通知書が届いた後に、山口市への申請をしてください。
- ※国の制度拡充により雇用調整助成金等の助成率が10/10となる場合は、山口市雇用調整支援金は、対象外です。
- ※山口市雇用調整支援金の対象となるのは、山口市内に所在する事業所に係る分のみです。

#### 問合せ・申込み先

山口市役所 まちづくり・企業支援課（市役所2階）

〒501-2192 山口市高木1000番地1 電話 0581-22-6831 FAX 0581-22-2118

E-mail machi@city.gifu-yamagata.lg.jp